

知っていますか？日本の北方領土

—北方領土は日本固有の領土です—



北方領土返還要求運動のシンボルの花「千島桜」

○ 日本とロシアとの間には、第二次世界大戦の終了後75年が経過した今も未解決の領土問題—これを私たちは「**北方領土問題**」と呼んでいます—が存在しています。

私たちが「北方領土」と呼んでいるのは、北海道本島の北東方に近接する四つの島々、**歯舞群島、色丹島、国後島及び択捉島**の「**北方四島**」です。

○ 北方領土は、日本国民が父祖伝来の地として受け継いできたもので、いまだかつて一度も外国の領土となることがない日本固有の領土です。**1855年**の日魯通好条約により、当時、択捉島とウルップ島の上に自然に形成されていた国境線が法的に画定され、北方四島は日本の領土として平和裡に確定されました。しかし、第二次世界大戦末期の**1945年**8月9日、ソ連は、当時まだ有効であった日ソ中立条約を無視して対日参戦し、8月14日に日本がポツダム宣言を受諾し降伏の意図を明確に表明した後の8月28日から9月5日までの間に、北方四島のすべてを不法に占領してしまいました。当時、これらの島々には約1万7千人の日本人が暮らしていましたが、**1948年**までに日本人島民全員がソ連により強制的に退去させられました。

○ **1951年**、日本は、連合国48カ国とサンフランシスコ平和条約に署名しましたが、ソ連は同条約への調印を拒否しました。このため、日本とソ連との間で個別の平和条約を結ぶための交渉が始まりましたが、平和条約の内容となるべき重要な問題の中で、領土問題が未解決のため、現在も、日本とロシアとの間では平和条約が締結されておらず、北方四島はロシアによって不法に占拠されたままとなっています。

○ 私たちは、日本固有の領土である北方四島の帰属の問題を解決することにより平和条約を締結し、日本にとって重要な隣国であるロシアとの間に真の相互理解に基づく安定的な関係を確立することを願っています。



■北方領土の位置、面積

	面積 (km ²)	北海道本島からの距離 (km)	1945年当時の人口
択捉島 (えとろふとう)	3,167.8	144.5	3,608
国後島 (くなしりとう)	1,489.9	16.0	7,364
色丹島 (しこたんとう)	250.6	73.3	1,038
歯舞群島 (はぼまいぐんとう)	94.8	(貝殻島までの距離) 3.7	5,281
合計	5,003.1	—	17,291

※ 面積は「令和2年全国都道府県市区町村別面積調」による。

※ 距離は、根室半島・納沙布岬（国後島は野付半島）からのもの。

北方四島は、北海道本島の北東方に隣接して位置しており、一番近い歯舞群島の貝殻島は根室の納沙布岬から3.7kmしか離れていません。四島を合わせた総面積は約5,003km²で千葉県(5,157km²)や愛知県(5,173km²)の面積に相当します。

納沙布岬上空から見た歯舞群島

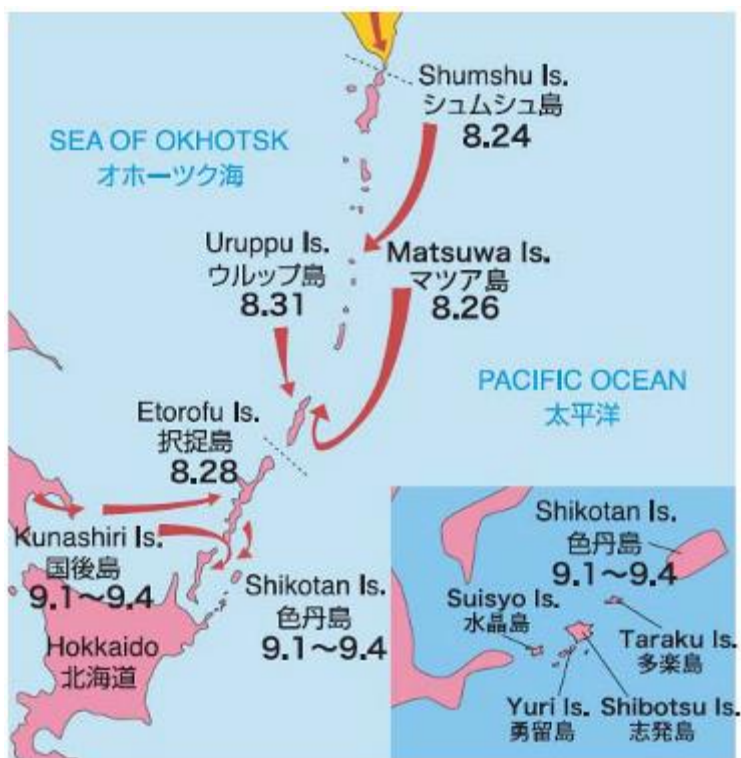


■北方四島の帰属を巡る歴史

- (1) 日本は、ロシアより早く北方四島（択捉島、国後島、色丹島及び歯舞群島）の存在を知り、多くの日本人がこの地域に渡航するとともに、徐々にこれらの島々の統治を確立しました。1798年には幕府の役人が択捉島に「大日本恵登呂府」と書いた標柱を建て、日本の領土であることを示しました。また、ロシアの勢力が択捉島の北隣のウルップ島より南にまで及んだことは一度もありませんでした。
- (2) 1855年に日本とロシアの間で平和的、友好的な形で調印された日露通好条約（下田条約）は、当時自然に成立していた択捉島とウルップ島との国境をそのまま確認するものでした。それ以降も、北方四島が他国の領土となったことは一度もありません。なお、同条約において、樺太については国境を設けず、両国民の混住の地とすることが定められました。
- (3) 1875年、日本はロシアと樺太千島交換条約を結び、ロシアから千島列島を譲り受けるかわりに、ロシアに対して樺太全島を放棄しました。同条約では、千島列島に属する18の島名を列挙していますが、北方四島は其中に含まれていません。これは、日本固有の領土である北方四島が、当時すでに千島列島とは明確に区別されていたことを物語っています。
- (4) 1905年、日露戦争を終結するために結ばれたポーツマス条約により、北緯50度以南の南樺太が日本の領土となりました。
- (5) 第二次世界大戦末期の1945年8月9日、ソ連は、当時まだ有効であった日ソ中立条約を無視して対日参戦しました。8月14日に日本がポツダム宣言を受諾し降伏の意図を明確に表明した後も攻撃を続け、8月28日から9月5日までの間に北方四島のすべてを占領してしまいました。
- (6) 終戦当時、北方四島には約1万7千人の日本人が居住していましたが、ソ連軍の占領により、約半数の方は自ら脱出し、その他の方も1948年までに全員が北方四島から強制退去させられました。四島を追われた島民の8割は北海道本島に居住しました。
- (7) 1951年のサンフランシスコ平和条約で、日本は千島列島を放棄しましたが、そもそも北方四島は千島列島の中に含まれません。また、ソ連は、この条約には署名しておらず、同条約上の権利を主張することはできません。なお、サンフランシスコ平和条約の起草国であるアメリカは、北方四島は常に固有の日本領土の一部をなしてきたものであり、かつ、正当に日本の主権下にあるものとして認められなければならない旨の公式見解を明らかにして、日本の立場を支持しています。

●1945年ソ連軍による北方領土の占領

ソ連軍は、8月18日より千島列島への侵攻を開始し、同31日までに千島列島の南端であるウルップ島の占領を完了しました。これとは別に樺太から進撃したソ連軍は、同28日に択捉島、9月1日から4日の間に国後島、色丹島及び歯舞群島に上陸し、遅くとも9月5日までに北方四島の全てを占領してしまいました。



戦前の北方領土の様子（国後島・賑やかな頃の高釜布市街と湾）

●日本とロシアの国境線の取り決め

1855年
日魯通好条約



1875年
樺太千島交換条約



1905年
ポーツマス条約



1951年
サンフランシスコ
平和条約



■日ソ・日露の北方領土問題を巡る交渉の経緯

(1) ソ連がサンフランシスコ平和条約への調印を拒否したため、**1955年**、日本とソ連の間で個別の平和条約を結ぶための交渉が始まりました。この交渉で歯舞群島及び色丹島を除いた領土問題について両国の意見が一致する見通しが立たなかったため、まず国交を回復するための交渉に切り替えられました。

1956年10月、日ソ間の戦争状態を終結させ、外交・領事関係を回復させる「**日ソ共同宣言**」が署名され、日本とソ連は両国間で正常な外交関係が回復された後、平和条約の締結に関する交渉を続けることに同意するとともに、ソ連は歯舞群島及び色丹島を平和条約が締結された後に日本に引き渡すことに同意しました。

(2) **1993年**10月に細川総理とエリツィン大統領が署名した「**東京宣言**」は、(イ) 北方四島の島名を列挙して、領土問題はその帰属に関する問題であると位置付け、(ロ) 領土問題を歴史的・法的事実に基づき、両国の間で合意の上作成された諸文書及び法と正義の原則を基礎として解決するとの明確な交渉指針を示しました。

(3) **2001年**3月に森総理とプーチン大統領が署名した「**イルクーツク声明**」の中で、56年の「日ソ共同宣言」が平和条約締結に関する交渉プロセスの出発点を設定した基本的な法的文書であることを確認し、その上で、93年の東京宣言に基づき、北方四島の帰属に関する問題を解決することにより平和条約を締結すべきことを再確認しました。

(4) **2003年**1月に小泉総理とプーチン大統領の間で、北方四島の帰属問題を解決することにより平和条約を可能な限り早期に締結し、両国関係を完全に正常化すべきという決意を確認するとともに、日露間の幅広い分野での協力の方向性を取りまとめた「**日露行動計画**」を採択しました。

(5) **2013年**4月、ロシアで行われた首脳会談で、安倍総理とプーチン大統領は、戦後67年を経て日露間で平和条約が存在しないことは異常であるとの認識を共有しました。また、「両首脳の間で議論に付すため、平和条約問題の双方に受入れ可能な解決策を作成する交渉を加速化させる」との指示を各々の外務省に対し共同で与えることで一致しました。

(6) **2016年**12月、山口県長門市及び東京で行われた首脳会談で、安倍総理とプーチン大統領は、平和条約問題を解決する両首脳自身の真摯な決意を表明し、北方四島における特別な制度の下での共同経済活動に関する協議の開始に合意するとともに、人道上の理由に立脚して、元島民の方々による墓参等に関する制度改善の迅速な検討などで合意しました。

(7) **2018年**11月、シンガポールで行われた首脳会談で、安倍総理とプーチン大統領は、1956年の日ソ共同宣言を基礎として平和条約交渉を加速させることで合意するとともに、共同経済活動に関し、双方の立場を害さない形でプロジェクトを早期に実現すべく、更に作業を進めることで一致しました。

(8) **2019年**6月、大阪で行われた首脳会談で、安倍総理とプーチン大統領は、共同経済活動について、観光パイロットツアーや双方のゴミ処理専門家の往来(パイロット・プロジェクト)、航空機墓参を8月又は9月に実施することで一致しました。

■北方領土返還要求運動

日本政府は、北方領土問題に対する国民の関心と理解を更に深め、全国的な北方領土返還要求運動の一層の推進を図るため、**2月7日**を「**北方領土の日**」と定めています。北海道では、この「北方領土の日」を中心とした1か月間と8月を特別啓発期間として、重点的な啓発活動を展開しています。

また、1965年から始められた「北方領土返還要求署名」については、全国各地の関係団体などが積極的に署名活動に取り組んでおり、2021年3月時点での総署名数は9,200万人を越えています。



さっぽろ雪まつり会場での署名活動

■日本国民の北方領土訪問及び日本国民と北方四島在住ロシア人との交流

日本国民がロシアの発給する査証（ビザ）を取得して北方四島に入域することは、ロシアの北方領土に対する管轄権を前提とした行為、または、ロシアの管轄権に服した行為に当たり、日本の法的立場を害するおそれがあります。このため日本政府は、北方領土問題の解決までの間、このような北方領土への入域を行わないよう要請しています。

その特例として、日露双方の領土問題に関する法的立場を害さないという前提の下で、日露両国間で設定された次の3つの枠組みにより、日本国民の北方領土訪問や日本国民と北方四島在住ロシア人との交流が行われています。

(1) 北方墓参

人道的見地から、北方領土の墓地等に埋葬、納骨されている物故者の親族を対象に行われている身分証明書のみによる墓参事業で、1964年から北海道が北方四島の計5カ所の墓地で実施しています。

(2) 四島交流

北方領土問題が解決されるまでの間、相互理解の増進を図り、領土問題の解決に寄与することを目的として行われている旅券・査証なしによる日本国民と北方四島在住ロシア人との相互訪問事業で、1992年から事業実施団体が実施しています。



北方四島への訪問
(国後島での青少年住民交流)

(3) 自由訪問

人道的見地から、元島民及びその家族を対象に行われている最大限簡素化された手続による北方四島への訪問事業で、1999年から国の支援を受けて元島民団体が実施しています。

私たちは、我が国と隣国であるロシアとの両国関係の飛躍的な進展のためにも、一日も早く北方四島の帰属に関する問題が解決され、平和条約が締結されることを強く望んでいます。



●お問い合わせ

北海道根室振興局北方領土対策課
〒087-8588根室市常盤町3丁目28番地 TEL:0153-23-6827
<http://www.nemuro.pref.hokkaido.lg.jp/ts/hrt/>



択捉島・散布山